

社会福祉法人美山育成苑役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美山育成苑（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

ただし、役員等が、下記の諸会議及び理事長の命を受けて、その業務に当たった場合は、報酬を支給することができる。

1. 役員及び評議員が、次の会議に出席した場合

会議の名称	報酬	備考
評議員会への出席	10,000円	
理事会への出席	10,000円	
法人三役会議に出席	10,000円	

2. 役員及び評議員が、理事長の命を受けて、その業務に当たった場合

業務の名称	報酬	備考
評議員の特別業務等	15,000円	
理事の特別業務等	15,000円	
監事の監査及び指導	15,000円	

※ 上記、会議等に出席したときは、旅費規程に基づき、交通費等を別途支給する。

(適用除外)

第3条 当法人職員並びに施設職員を兼務し、職員給与を支給している役員（執行理事（常務理事）及び理事）に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第5条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を得なければならない。

附則 この規定は、平成29年7月14日より適用する。